

公立はこだて未来大学学則

(平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第1号)

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 組織 (第3条～第11条)
- 第3章 学年, 学期および休業日 (第12条～第16条)
- 第4章 入学 (第17条～第26条)
- 第5章 授業科目および履修方法 (第27条～第36条)
- 第6章 休学, 転学, 退学等 (第37条～第42条)
- 第7章 卒業および学位 (第43条・第44条)
- 第8章 賞罰 (第45条・第46条)
- 第9章 福利厚生施設 (第47条)
- 第10章 科目等履修生, 聴講生, 特別聴講生等 (第48条～第54条)
- 第11章 入学検定料, 入学料, 授業料等の徴収 (第55条)
- 第12章 大学開放 (第56条)
- 第13章 補則 (第57条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 公立はこだて未来大学(以下「本学」という。)は、「人間」と「科学」が調和した社会の形成を願い、深い知性と豊かな人間性を備えた創造性の高い人材を育成するとともに、知的・文化的・国際的な交流拠点として地域社会と連携し、学術・文化や産業の振興に貢献することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行うものとする。

第2章 組織

(学部, 学科および定員)

第3条 本学に、システム情報科学部を置く。

2 前項の学部には置く学科およびその定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
情報アーキテクチャ学科	120人	480人
複雑系知能学科	120人	480人

3 情報アーキテクチャ学科に情報システムコース, 高度ICTコースおよび情報デザインコースを、複雑系知能学科に複雑系コースおよび知能システムコースを置く。

(大学院)

第4条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(情報ライブラリー)

第5条 本学に、情報ライブラリーを置く。

2 情報ライブラリーに関し必要な事項は、別に定める。

(社会連携センター)

第6条 本学に、社会連携センターを置く。

2 社会連携センターに関し必要な事項は、別に定める。

(メタ学習センター)

第7条 第3条第1項に規定する学部¹に、メタ学習センターを置く。

2 メタ学習センターに関し必要な事項は、別に定める。

(情報システムデザインセンター)

第7条の2 本学に、情報システムデザインセンターを置く。

2 情報システムデザインセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第8条 本学の事務組織については、公立大学法人公立ほこだて未来大学の事務組織に関する規程(平成20年公立大学法人公立ほこだて未来大学規程第23号)の定めるところによる。

(職員)

第9条 本学に、学長、副学長、学科長、情報ライブラリー長、社会連携センター長、メタ学習センター長、情報システムデザインセンター長、情報システムコース長、情報デザインコース長、複雑系コース長、知能システムコース長、高度ICTコース長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員および技術職員を置く。

2 前項に規定する職員のほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

3 学長は、学務をつかさどり、所属職員を統括する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて学務をつかさどる。

(客員教授等)

第10条 本学に、客員教授または客員准教授を置くことができる。

2 客員教授および客員准教授に関し必要な事項は、別に定める。

(特別招聘教授等)

第10条の2 本学に、特別招聘教授または特別招聘准教授を置くことができる。

2 特別招聘教授および特別招聘准教授に関し必要な事項は、別に定める。

(特任教授等)

第10条の3 本学に、特任教授、特任准教授および特任助教を置くことができる。

2 特任教授、特任准教授および特任助教に関し必要な事項は、別に定める。

(特命教授)

第10条の4 本学に、特命教授を置くことができる。

2 特命教授に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第11条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長、教授、准教授、講師および助教をもって組織する。

3 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は第1学年から第4学年までとする。

3 進級に関し必要な事項は、別に定める。

(学期)

第13条 学期は、学年を分けて次の2期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
 - (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 学長は、特別の必要があるときは、前項に規定する期間を変更することができる。
- 3 学長は、特別の必要があるときは、第1項に定める各学期を分けて、授業を行う期間を定めることができる。
- (休業日)

第14条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 春期休業日
 - (4) 夏期休業日
 - (5) 冬期休業日
- 2 前項第3号から第5号までに定める各休業日の期間については、学年の初めに学長が定める。
- 3 学長は、第1項の規定にかかわらず、特別の必要があるときは、臨時に休業日を定め、または休業日において臨時に授業を行うことができる。
- (修業年限)

第15条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第16条 学生は、8年（第23条から第25条までの規定により入学した学生または第38条第1項の規定により転学科した学生は、第26条（第38条第2項において準用する場合を含む。）の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年限）を超えて在学することができない。

第4章 入学

(入学の期日)

第17条 入学の期日は、4月1日とする。ただし、転入学もしくは再入学する場合または特別の必要があり、かつ、教育上支障がない場合は、後期の学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると学長が認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の志願)

第19条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類および入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料その他の納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第22条 学長は、前条第1項の書類に虚偽または不正があった場合には、入学の許可を取り消すことができる。

(編入学)

第23条 学長は、本学に入学を志願する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、選考のうえ、相当年次に編入学を許可することができる。

(1) 他の大学を卒業した者または退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所または国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

(4) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

(5) 学校教育法施行規則附則第7条第1項に規定する者

(転入学)

第24条 学長は、本学に入学を志願する者が他の大学に在学する者であるときは、選考のうえ、相当年次に転入学を許可することができる。

(再入学)

第25条 学長は、本学に入学を志願する者が本学を卒業した者または退学した者であるときは、選考のうえ、相当年次に再入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第26条 前3条に規定する入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、学長が決定する。

第5章 授業科目および履修方法

(授業科目等)

第27条 授業科目は、必修科目および選択科目とに分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目の区分は、次のとおりとする。

(1) 教養科目群

ア 教養基礎科目群

(ア) 人間の形成に関する科目群

(イ) 社会への参加に関する科目群

(ウ) 科学技術と環境の理解に関する科目群

(エ) 健康の保持に関する科目群

(オ) その他

イ コミュニケーション科目群

(2) 専門科目群

ア 学部共通科目群

イ 学科共通科目群

ウ コース専門科目群

3 前項の科目群に属する授業科目の名称、配当年次、単位数等は、別に定める。

(授業の方法)

第27条の2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修の申請)

第28条 学生は、履修しようとする授業科目を学長に申請し、その承認を得なければならない。

(単位の算定基準)

第29条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準により算定するものとする。

(1) 講義および演習については、15時間をもって1単位とする。ただし、コミュニケーションについては、20時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、30時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、これに必要な学修等を考慮して単位を定める。

(1年間の授業期間)

第30条 1年間に授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(卒業に必要な単位数)

第31条 卒業に必要な修得単位数は、別に定めるところにより合計130単位以上とする。

(単位の授与)

第32条 授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(成績評価)

第33条 試験等の成績評価は、S、A、B、CおよびFをもって表示し、S、A、BおよびCを合格とする。

2 試験等の種類および実施方法については、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき学生に当該他の大学または短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項の規定により本学において修得した

ものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（当該大学または短期大学において科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学または転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 休学、転学、退学等

(休学および復学)

第37条 学生は、病気その他やむを得ない理由により2月以上修学することができないときは、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、学長は、特別の理由があると認めるときは、1年を限度として休学の期間の延長を許可することができる。

3 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学の期間は、第16条の在学の期間には算入しない。

5 学生は、休学の理由が消滅したことにより復学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(転学科)

第38条 学長は、学生が転学科を志願するときは、選考のうえ、相当年次に転学科を許可することができる。

2 第26条の規定は、前項の転学科について準用する。

(転学)

第39条 学生は、他の大学へ転学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第40条 学生は、外国の大学または短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学する期間は、第16条に規定する在学の期間に含めることができる。

3 第34条第1項の規定は、第1項の留学について準用する。

(退学)

第41条 学生は、本学を退学しようとするときは、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第42条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍することができる。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき。

(2) 第16条に規定する在学の年限を超えたとき。

(3) 第37条第3項に規定する休学の期間を超えてなお復学できないとき。

(4) 長期にわたる欠席その他の事由で成業の見込みのないとき。

第7章 卒業および学位

(卒業)

第43条 学長は、本学に4年（第26条の規定により在学すべき年数を定められた者にあつては、当該年数）以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者について卒業を認定する。

（学位）

第44条 学長は、前条の規定により卒業の認定を受けた者に、次の学位を授与する。

学士（システム情報科学）

第8章 賞罰

（表彰）

第45条 学長は、学生として表彰に価する行為があつた者を表彰することができる。

（懲戒）

第46条 学長は、学生が本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をしたときは、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3 退学は、次の各号に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 福利厚生施設

（福利厚生施設）

第47条 本学に、学生および教職員の福利厚生のために必要な施設を置く。

第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講生等

（科目等履修生）

第48条 学長は、本学において一または複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学できる者は、第18条各号のいずれかに該当する者とする。

3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

（聴講生）

第49条 学長は、本学において一または複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

（特別聴講生）

第50条 学長は、他の大学、短期大学（外国の大学または短期大学を含む。）または高等専門学校の学生で、本学において一または複数の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学、短期大学または高等専門学校との協議に基づき、選考のうえ、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講生に対し、単位を与えることができる。

（研究生）

第51条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると学長が認める者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると学長が認める場合は、1年の範囲内

においてその期間を延長することができる。

(特別研究学生)

第51条の2 学長は、本学において研究指導を受けようとする他の大学または外国の大学の学生があるときは、当該他の大学または外国の大学との協議に基づき、特別研究学生として当該学生の入学を許可することができる。

(研修員)

第52条 学長は、他の大学、地方公共団体等からその所属する職員を本学において特定の専門事項について研修させたい旨の申入れがあったときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研修員として受け入れることができる。

2 研修員として受け入れることのできる者は、大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると学長が認める者とする。

(外国人留学生)

第53条 学長は、外国人が本学に入学を志願するときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

(科目等履修生等に関する事項)

第54条 科目等履修生、聴講生、特別聴講生、研究生、特別研究学生および研修員に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 入学検定料、入学科、授業料等の徴収

第55条 授業料、入学科、入学検定料その他の費用の徴収については、公立大学法人公立はこだて未来大学授業料等に関する規程（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第51号）に定めるところによる。

第12章 大学開放

第56条 学長は、必要があると認めるときは、公開講座の開設その他の大学の施設の開放を行うことができる。

第13章 補則

第57条 この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に廃止前の公立はこだて未来大学学則（平成12年函館圏公立大学広域連合規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成20年3月31日において現に公立はこだて未来大学の学生であった者に係る学年、進級、授業科目、配当年次および卒業に必要な修得単位数については、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規程の施行の日以後において編入学または転入学をした者に係る学年、進級および授業科目については、この規程の規定にかかわらず、当該者が編入学または転入学をした年次に属する在学者に係る学年、進級および授業科目と同様とする。

附 則（平成21年4月1日規程第2号）

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日において現に公立はこだて未来大学の学生であった者に係る学科および学科に

置くコースについては、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成22年度から平成24年度までの各年度における学科の定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新情報アーキテクチャ学科	120人	240人	360人
旧情報アーキテクチャ学科	480人	320人	160人
複雑系知能学科	120人	240人	360人
複雑系科学科	240人	160人	80人
備 考	1 「新情報アーキテクチャ学科」とは、改正後の第3条第3項の規定により情報システムコース、高度ICTコースおよび情報デザインコースを置く学科をいう。 2 「旧情報アーキテクチャ学科」とは、改正前の第3条第3項の規定により情報システムコースおよび情報デザインコースを置く学科をいう。		

- 4 平成22年3月31日において現に公立はこだて未来大学の学生であった者に係る授業科目の区分、名称、配当年次および単位数（以下「授業科目の区分等」という。）ならびに卒業に必要な単位数ならびに学位については、この規程による改正後の公立はこだて未来大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この規程の施行の日以後において編入学または転入学をした者に係る学年および進級、授業科目の区分等ならびに卒業に必要な単位数ならびに学位については、改正後の学則の規定にかかわらず、当該者が編入学または転入学をした年次に属する在学者に係る学年および進級、授業科目の区分等ならびに卒業に必要な単位数ならびに学位と同様とする。

附 則（平成22年3月8日規程第1号）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日において現に公立はこだて未来大学の学生であった者に係る進級については、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月9日規程第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月9日規程第1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規程第6号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月6日規程第14号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日において現に公立はこだて未来大学の学生であった者に係る成績評価については、この規程による改正後の公立はこだて未来大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規程の施行の日以後において編入学，転入学または再入学した者に係る成績の評価については，改正後の学則の規定にかかわらず，当該者が編入学，転入学または再入学した年次に属する在学者に係る成績評価と同様とする。

附 則（令和6年3月13日規程第9号）

この規程は，令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月22日規程第29号）

この規程は，令和8年4月1日から施行する。